

京都市訓令甲第 24 号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育委員会事務局教育次長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第4条第2項中「，子育て支援総合センターこどもみらい館総務課長」を削る。

第5条第1項中「，子育て支援総合センターこどもみらい館長」を削り，同条第7項を削り，同条中第8項を第7項とし，第9項から第16項までを1項ずつ繰り上げる。

別表子育て支援総合センターこどもみらい館長，青少年科学センター事務局長及び野外活動施設花背山の家所長の項中「子育て支援総合センターこどもみらい館長，」を削る。

別表生涯学習部の施設運営課長，教育相談総合センターカウンセリングセンター長，子育て支援総合センターこどもみらい館総務課長，青少年科学センター市民科学事業課長及び野外活動施設花背山の家事業課長の項中「，子育て支援総合センターこどもみらい館総務課長」を削る。

別表総務課長の項第5号に次のただし書を加える。

ただし，調達契約にあつては，1件1，000，000円以下の契約に限る。

附 則

この訓令は，平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)